

○高松市スポーツ施設グラウンド等の硬式野球 使用取扱基準

令和3年3月1日
取扱基準第1号

(趣旨)

第1条 この取扱基準は、高松市庵治運動場、高松市牟礼中央公園運動センターグラウンド及び高松市国分寺橋ノ丘総合運動公園グラウンド（以下「グラウンド等」という。）を硬式野球で使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の対象者)

第2条 使用許可の対象者は、小学生及び中学生で構成された硬式野球チームとし、それ以外の者には、使用許可しない。

(使用許可の条件)

第3条 使用者は、グラウンド等の使用に当たり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 打球や送球により、場外への飛球が発生しないよう練習内容を調整するものとし、場外への飛球が想定される試合（試合形式のシートバッティングを含む。）のほか、フリーバッティング、ノックによる飛球（フライ及びライナーを含む。）の捕球やクッションボールの処理練習は、禁止する。
- (2) 練習は、監督又はコーチ等の指導者の管理下で行うものとし、指導者が不在のときは使用することができない。
- (3) 万一、第三者に損害を与える事故が発生した場合には、使用者の責任において損害を賠償するなど、問題の解決を図るとともに、直ちに公益財団法人高松市スポーツ協会（以下「協会」という。）へ報告するものとする。
- (4) その他協会が指示する事項

(使用日時)

第4条 使用時間は、6月から8月までの間については、午前9時から午後7時までの間で、それ以外の月については、午前9時から午後5時までの間で使用許可する。

(使用申請の手続き等)

第5条 使用申請の手続き(この条において「使用申請」という。)は、高松市スポーツ施設管理運営規程(平成27年協会規程第5号)第3条第1項に規定する使用申請書に練習内容を記載した書類を添付して、協会へ提出し使用許可を受けるものとする。

2 使用申請については、高松市庵治運動場及び高松市牟礼中央公園運動センターグラウンドを使用する場合は、高松市牟礼総合体育館で、高松市国分寺橋ノ丘総合運動公園グラウンドを使用する場合は、高松市国分寺橋ノ丘総合運動公園B&G海洋センターで行うものとする。

3 使用申請の受付期間は、使用日が属する月の前月の初日から使用日までとする。

(使用許可の取消し)

第6条 協会は、使用許可後において高松市スポーツ施設条例(昭和61年高松市条例第35号)第19条第6項の規定により読み替えて適用される条例第7条第1項各号のいずれかに該当する理由が生じたとき又は第3条に定める使用許可の条件が遵守されないと認められるときは、使用許可を取り消し、又は停止し、若しくは条件を変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けても、協会はその責めを負わないものとする。

(委任)

第7条 この取扱基準に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この取扱基準は、令和3年3月1日から施行する。